

＜非住宅建築物に係る技術的審査料金＞

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の技術的審査料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		198,000	105,600
300㎡超～2,000㎡以下		330,000	171,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		462,000	237,600
5,000㎡超～20,000㎡以下		528,000	264,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		726,000	396,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		990,000	528,000

(2) 建築物の用途が(1)に掲げるもの以外の場合の技術的審査料金 単位：円/税込

評価対象面積	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300㎡以内		132,000	66,000
300㎡超～2,000㎡以下		198,000	105,600
2,000㎡超～5,000㎡以下		264,000	132,000
5,000㎡超～20,000㎡以下		330,000	198,000
20,000㎡超～50,000㎡以下		462,000	264,000
50,000㎡超～100,000㎡以下		660,000	330,000

- ・ 評価対象となる床面積が100,000㎡を超える場合の技術的審査料金は、別途見積りとなります。
- ・ 省エネ適合性判定と併願の場合は、審査に同一の計算書を用いる場合に限り一律13,200円（税込）とします。
- ・ 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価をUDIが行っている場合は、1回の変更に付き、上表当初申請料金の2分の1の額とします。
- ・ 改修前後の評価を行う場合は、上表（1）又は表（2）の各料金に当該料金の2分の1の額を加算した料金とします。
- ・ ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとなります。

<住宅建築物に係る評価料金>

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

単位：円/税込

一戸建ての住宅	
単独申請	39,600
併願申請	13,200

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とします。

(2) 共同住宅等の評価料金

①住戸のみ：基準額+住戸単価×評価住戸数M

単位：円/税込

	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

②建築物全体のみ：基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の全戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 9,240 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 5,280 × M	
	31戸以上	158,400 + 2,640 × M	

(共用部分)	住戸数	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

③住戸+建築物全体：基準額+住戸単価×評価住戸数M+共用部料金

単位：円/税込

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数(住戸)	1戸	39,600	13,200
	2~10戸以下	39,600 + 10,560 × M	左記評価料金の2分の1の額とする
	11~30戸以下	79,200 + 6,600 × M	
	31戸以上	158,400 + 3,960 × M	

(共用部分)	住戸数	単独申請	併願申請
共用部分の床面積(共用部)	300㎡以内	39,600	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超~1,000㎡以内	66,000	
	1,000㎡超~5,000㎡以内	132,000	
	5,000㎡超	198,000	

- ・併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がなく、基準となる等級などが確認できる場合とします。
- ・1住戸のみの申請の場合の料金は、一戸建ての住宅の額とします。
- ・寄宿舎については居室数をMとします。また、交付される評価書の数は建物形状によります。
- ・変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価をUDIが行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とします。

<複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）>

(1) 住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とします。

<その他手続きに係る料金>

単位：円/税込

	手数料
適合証再交付	適合証1枚につき 6,600
技術的審査に係る変更以外の変更	適合証1枚につき 6,600
取り下げ届 (既に受理・契約した申請料金は返金できません)	0